

議案第170号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年川崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第29条第4項」を「第29条第2項及び第4項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人）

第1条の2 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員法第29条第2項の規定に基づき、退職して派遣された後に復職した職員について、退職前の事由に関し懲戒処分を行うことができることとなる派遣対象の法人を定めるため、この条例を制定するものである。